

(案)

番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用
済燃料の貯蔵の事業の変更許可について（答申）

令和6年1月17日付け原規規発第2401172号をもって意見照会のあった
標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の
7第3項において準用する同法第43条の5第1項第1号に規定する許可の基準の
適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の5第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）の実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵するという事業の目的に変更はないこと
- ・申請者が東京電力及び日本原電と締結している使用済燃料貯蔵契約に基づき、使用済燃料を東京電力又は日本原電に返還するとしていることに変更はないこと

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて、我が国では当該使用済燃料貯蔵施設も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。